

## 東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和60年3月29日提出の証券取引法第24条)  
第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度　自 昭和58年 1月 1日  
至 昭和58年12月31日

自 昭和59年 1月 1日  
至 昭和59年12月31日

大蔵大臣殿

昭和60年 4月19日提出

会社名 横濱ゴム株式会社

英訳名 The Yokohama Rubber Company, Limited

代表者の役職氏名 取締役社長 金谷 木久章



本店の所在の場所 東京都港区新橋5丁目36番11号 電話番号 東京(03)432-7111

連絡者 取締役経理部長 兼 松 正 雄  
総務部長 泉 川 家 久

もよりの連絡場所 同 上

連絡者 同 上

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。  
また、本報告書の円金額の表示は、百万円未満を切り捨てて記載している。
2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（昭和59年1月1日から昭和59年12月31日まで）の連結財務諸表について、昭和監査法人の監査を受け、次のとおり監査報告書を受領している。

## 監査報告書

横浜ゴム株式会社

取締役社長 鈴木久章殿

作成日 昭和60年4月19日

監査法人名称 昭和監査法人

代表社員 公認会計士 金子健次   
関与社員

代表社員 公認会計士 金田幸三   
関与社員

関与社員 公認会計士 伊佐山操   
公認会計士

関与社員 公認会計士 小泉誠一郎   
公認会計士

主たる 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
事務所所在地 日比谷国際ビル  
電話 東京(504)1961~6

### I 監査概要

当監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている横浜ゴム株式会社の昭和59年1月1日から昭和59年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び剰余金結合計算書について監査を行った。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

### II 監査意見

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、法人税等の期間配分の変更（連結財務諸表作成のための基本となる事項9。参照）を除き、前連結会計年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」の定めるところに準拠しているものと認めた。

以上を総合して、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、横浜ゴム株式会社及び連結子会社の昭和59年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

### III 利害関係

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以上

## I 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	昭和58年12月31日現在		昭和59年12月31日現在	
	金額	構成比	金額	構成比
資産の部		%		%
I 流動資産				
現金及び預金	33,308		34,516	
受取手形及び売掛金	57,901		64,726	
非連結子会社及び関連会社	4,950		6,009	
受取手形及び売掛金	9,257		12,142	
有価証券	38,370		41,753	
たな卸資産	1,466		1,550	
前払費用	—		2,371	
延税	3,672		3,843	
その他の流動資産	△ 2,081		△ 2,304	
貸倒引当金	146,846	65.6	164,610	68.1
流動資産合計				
II 固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	36,755		37,692	
減価償却累計額	17,556	19,198	18,769	18,923
機械及び装置	80,754		85,082	
減価償却累計額	59,804	20,950	63,500	21,581
車両運搬器具	3,832		4,104	
減価償却累計額	2,630	1,202	2,759	1,345
工具器具備品	25,110		27,121	
減価償却累計額	20,886	4,224	22,577	4,543
土地		14,890		15,850
建設仮勘定		4,011		5,137
有形固定資産合計		64,478		67,382
無形固定資産				
その他の無形固定資産		339		341
無形固定資産合計		339		341
投資その他の資産				
投資有価証券		3,946		1,633
非連結子会社及び関連会社		857		555
株式				
長期貸付金		3,985		4,300
長期前払費用		1,582		1,396
その他の投資その他の資産		2,031		1,650
貸倒引当金	△ 98		△ 111	
投資その他の資産合計	12,305		9,425	
固定資産合計	77,124	34.4	77,149	31.9
資産合計		223,971	100.0	241,759
				100.0

(単位：百万円)

科 目	昭和58年12月31日現在		昭和59年12月31日現在	
	金額	構成比	金額	構成比
負債の部		%		%
I 流動負債				
支払手形及び買掛金	65,714		69,811	
短期借入金	73,062		80,647	
未払法人税等	700		2,666	
未払消費税用金	5,189		4,975	
引当金	1,692		1,934	
賞与引当金	9,045		11,264	
その他の流動負債				
流動負債合計	155,404	69.4	171,299	70.9
II 固定負債				
社長期借入金	360		3,000	
引当金	38,957		35,382	
退職給与引当金	8,116		8,214	
繰延税金	—		305	
その他の固定負債	1,027		1,046	
固定負債合計	48,461	21.6	47,949	19.9
III 為替換算調整勘定	18	0.0	332	0.1
IV 少数株主持分	2,622	1.2	2,737	1.1
負債合計	206,506	92.2	222,319	92.0
資本の部				
I 資本金	9,597	4.3	9,757	4.0
II 資本準備金	2,433	1.1	2,622	1.1
III 利益準備金	2,541	1.1	2,546	1.1
IV その他の剩余金	2,893	1.3	4,514	1.8
合計	17,464	7.8	19,440	8.0
V 自己株式	0	0.0	0	0.0
資本合計	17,464	7.8	19,440	8.0
負債及び資本合計	223,971	100.0	241,759	100.0

## II 連結損益及び剰余金結合計算書

(単位:百万円)

科 目	自昭和58年1月1日 至昭和58年12月31日		自昭和59年1月1日 至昭和59年12月31日	
	金額	百分比	金額	百分比
I 売上高	258,597	100.0%	280,292	100.0%
II 売上原価	191,941	74.2	204,948	73.1
売上総利益	66,656	25.8	75,343	26.9
III 販売費及び一般管理費				
販売手数料	1,616		1,851	
運賃及び保管費	17,769		17,589	
販売促進費	4,974		5,962	
販賣引当金繰入額	348		723	
給料諸手当	16,498		17,677	
賞与引当金繰入額	552		640	
退職給与引当金繰入額	298		266	
事業税※1	272		603	
減価償却費	1,050		1,104	
その他の経費	15,556	22.8	17,052	63,472
営業利益	58,937	3.0	11,871	22.7
	7,719			4.2
IV 営業外収益				
受取利息	1,814		1,818	
受取配当金	408		456	
有価証券売却益	1,031		534	
その他の収益	1,368	4.622	1,277	4,086
				1.5
V 営業外費用				
支払利息及び割引料	9,646		9,403	
社債利息	197		139	
その他の費用	1,190	11,034	2,621	12,164
経常利益	1,306	4.3	3,794	4.3
		0.5		1.4
VI 特別利益				
固定資産売却益	71		173	
投資等評価引当金戻入額	39	110	—	173
		0.0		0.0
VII 特別損失				
固定資産廃棄損	231		364	
投資等評価損	172		—	
役員退職慰労金	111	515	112	477
税金等調整前当期純利益	901	0.2	3,490	0.2
		0.3		1.2

(単位：百万円)

科 目	自昭和58年1月1日 至昭和58年12月31日		自昭和59年1月1日 至昭和59年12月31日	
	金額	百分比	金額	百分比
法人税及び住民税額	1,029	%	2,763	%
税効果当期配分額	—	1,029	△ 480	2,283
少 数 株 主 損 益	(-) 56		(-) 118	
連 結 調 整 勘 定 当 期 償 却 額	(-) 24	—	(-) 55	30
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	—		(-) 53	
■ 為替換算調整額	(-) 58	△ 0.1	1,009	0.4
当 期 純 利 益	—		—	
当 期 純 損 失	266		—	
IX そ の 他 の 剰 余 金 期 首 残 高	3,732		2,893	
X そ の 他 の 剰 余 金 増 加 高	6		2	
利 益 準 備 金 取 崩 額	—		1,482	1,485
税 効 果 適 用 に よ る 高	6			
剩 余 金 増 加 高	—			
XI そ の 他 の 剰 余 金 減 少 高	22		7	
利 益 準 備 金 繰 入 額	575		575	
配 当 金	—		198	782
持 分 法 適 用 に よ る 高	598			
剩 余 金 減 少 高	—			
XII 為替換算調整額	(+) 18		(-) 91	
XIII そ の 他 の 剰 余 金 期 末 残 高	2,893		4,514	

### III 連結財務諸表作成のための基本となる事項

自 昭和58年 1月 1日 至 昭和58年12月31日	自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日
<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>連結子会社の数 58社 非連結子会社の数 26社</p> <p>連結子会社名及び非連結子会社名は、有価証券報告書の「第6 親会社及び子会社に関する事項」に記載のとおりである。</p> <p>非連結子会社26社の総資産及び売上高の合計は、いずれも連結総資産及び売上高の100分の10以下であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除いている。</p>	<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>連結子会社の数 59社 非連結子会社の数 26社</p> <p>連結子会社名及び非連結子会社名は、有価証券報告書の「第6 親会社及び子会社に関する事項」に記載のとおりである。</p> <p>なお、昭和58年12月末設立のヨコハマタイヤ(カナダ)INC.を当期から連結の範囲に含めた。</p> <p>非連結子会社26社の総資産、売上高及び純損益の合計は、いずれも連結総資産、売上高及び純損益合計の100分の10以下であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除いている。</p>
<p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b></p> <p>「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)」附則2に基づき、非連結子会社26社及び関連会社多摩ヨコハマタイヤ㈱、茨城ヨコハマタイヤ販売㈱等71社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。</p>	<p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b></p> <p>(1) 持分法の適用範囲</p> <p>「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(昭和56年4月22日大蔵省令第21号)に基づき、当連結会計年度から非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用した。</p> <p>(2) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 非連結子会社(1社) YTAオーストラリアPTY LTD 関連会社(15社) 多摩ヨコハマタイヤ㈱、伊那ヨコハマタイヤ㈱、長野ヨコハマタイヤ㈱、新潟ヨコハマタイヤ㈱、東海ヨコハマタイヤ㈱、佐賀ヨコハマタイヤ㈱、沖縄ヨコハマタイヤ㈱、旭川ヨコハマタイヤ㈱、北見ヨコハマタイヤ㈱、札樽ヨコハマタイヤ㈱、鹿児島ヨコハマタイヤ㈱、茨城ヨコハマタイヤ販売㈱、ヨコハマタイヤ大阪販売㈱、㈱モベックスコーポレーションジャパン、㈱スポーツコンプレックス</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社25社及び関連会社高崎金属㈱ほか53社は、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため適用を除外した。</p> <p>(4) その他</p> <p>投資株式取得日に発生した投資差額は僅少であるため、全額償却している。また、持分適用会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と同一である。</p>
<p><b>3. 連結子会社の事業年度に関する事項</b></p> <p>連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と同一である。</p>	<p><b>3. 連結子会社の事業年度に関する事項</b></p> <p>同 左</p>

自 昭和58年 1月 1日 至 昭和58年12月31日	自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日
<b>4. 会計処理基準に関する事項</b>	<b>4. 会計処理基準に関する事項</b>
(1) 資産の評価基準	(1) 資産の評価基準
(イ) たな卸資産	(イ) たな卸資産
移動平均法による原価法を、連結子会社は主として最終仕入原価法を採用している。	同 左
(ロ) 有価証券	(ロ) 有価証券
上場株式は移動平均法による低価法を、その他については移動平均法による原価法を採用している。	同 左
(2) 有形固定資産の減価償却方法	(2) 有形固定資産の減価償却方法
法人税法の規定による定率法であるが、親会社の尾道工場は定額法を採用している。	同 左
(3) 引当金の計上基準	(3) 引当金の計上基準
(イ) 貸倒引当金	(イ) 貸倒引当金
法人税法による繰入限度相当額（法定繰入率）のほか、取引先に対する債権の回収の可能性を検討して計上している。	同 左
(ロ) 賞与引当金	(ロ) 賞与引当金
① 法人税法による繰入限度相当額（支給対象期間基準）を計上している。	法人税法による繰入限度相当額（支給対象期間基準）を計上している。
② 前連結会計年度まで一部の連結子会社は現金基準を採用していたが、当連結会計年度から上記①の処理に変更した。この変更により賞与引当金繰入額は69百万円増加した。	
(ハ) 退職給与引当金	(ハ) 退職給与引当金
法人税法の規定による繰入限度相当額（期末要支給額の40%）を計上しているが、親会社及び一部の連結子会社の期末残高については、税法に定める経過措置の適用を受けている。なお、一部の連結子会社は期末要支給額の50%又は100%を計上している。	法人税法の規定による繰入限度相当額（期末要支給額の40%）を計上しているが、親会社は税法に定める経過措置の適用を受けている。 なお、一部の連結子会社は期末要支給額の50%又は100%を計上している。
また、親会社及び一部連結子会社は適格退職年金制度を採用している。	また、親会社及び一部連結子会社は適格退職年金制度を採用している。
<b>5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項</b>	<b>5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項</b>
(1) 親会社等の投資勘定と連結子会社の資本勘定との相殺消去は、段階法によっている。	同 左
(2) 投資勘定と資本勘定との消去差額は連結調整勘定としているが、その金額が僅少であるため、発生会計年度において全額償却している。	
<b>6. 未実現損益の消去に関する事項</b>	<b>6. 未実現損益の消去に関する事項</b>
(1) 連結会社間の資産の売買に伴う未実現損益は全額消去し、少数株主持分に対応する部分は少数株主持分から控除している。	同 左
(2) 減価償却資産に含まれる未実現損益については、金額が僅少であるので、消去計算をしていない。	

自 昭和58年 1月 1日 至 昭和58年12月31日	自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日
7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 (1) 円換算は「外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）」によっている。 (2) 財務諸表項目の円換算は長期金銭債権、債務及び非貨幣性項目の額に重要性がないので決算日の為替相場、収益及び費用については期中平均為替相場、当期利益及びその他の剰余金期末残高については決算日の為替相場によっている。	7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 同 左
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 (1) 連結会社の利益金処分又は損失金処理は、連結会計年度中に確定した利益金処分又は損失金処理に基づいて行っている。 (2) 連結子会社の利益準備金は、株式取得日以降に発生した連結持分を連結利益準備金に含めている。	8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左
9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 当該処理は行っていない。	9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 当期から期間損益を適正に行うため、未実現損益の消去、貸倒引当金の修正等により生ずる連結利益の増減に対応して、法人税等の期間配分の処理を行っている。この結果、前連結会計年度と同様の方法によった場合と比べ当期純利益は583百万円（販売費及び一般管理費の事業税から控除した103百万円を含む。）、その他の剰余金期末残高は2,065百万円それぞれ多く表示されている。
10. 表示方法の変更 前期まで「法人税等引当金」として表示していた法人税及び住民税の未納付額並びに「事業税等引当金」として表示していた事業税及び事業所税の未納付額に係る科目については、当期から日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」により、次のとおり表示することに変更した。 なお、この変更に伴い、損益計算書における科目表示も変更した。	
[貸借対照表関係] (変更前) 法人税等引当金 (変更後) 未払法人税等 事業税等引当金 " "	
[損益計算書関係] (変更前) 事業税等引当金総入額 (変更後) 事業 税 " (事業所税) その他の経費 (租税公課)	

## IV 注記事項

昭和58年12月31日現在	昭和59年12月31日現在
(貸借対照表関係)	(貸借対照表関係)
1. 受取手形割引高 18,642百万円	1. 受取手形割引高 15,416百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 76百万円	2. 受取手形裏書譲渡高 97百万円
3. 未払法人税等の内訳 法人税及び住民税額 594百万円	3. 未払法人税等の内訳 法人税及び住民税額 2,005百万円
事業税及び事業所税額 106百万円	事業税及び事業所税額 660百万円
合 計 700百万円	合 計 2,666百万円
(損益及び剰余金結合計算書関係)	(損益及び剰余金結合計算書関係)
※1 税効果当期配分額103百万円が控除さ れてている。	※1 税効果当期配分額103百万円が控除さ れてている。
(1株当たり情報)	(1株当たり情報)
1株当たり純資産額 90円99銭	1株当たり純資産額 100円58銭
1株当たり当期純損失 1円39銭	1株当たり当期純利益 5円26銭

## V その他の事項

特記すべき事項はない。	特記すべき事項はない。
-------------	-------------